

# 学 会 彙 報

2010年4月21日 西日本教育行政学会第 32 回大会プログラムの発送

2010年5月22日 『教育行政学研究』第 31 号の刊行

## 《特 集》

学会創立30周年特別企画 シンポジウム「新しい時代の学校評価」

学校評価をめぐる政策動向

— 『イギリス型』モデルの修正—

高妻 紳二郎

福岡県における第三者評価の取組

— 学校が元気になる学校評価の実現をめざして—

原 クミ

学校自己評価の取組

— 保護者との信頼構築に向けて—

清田 雄二

## 《研究論文》

看護基礎教育カリキュラムにおける「基礎分野」に関する調査研究

下野 典子 田代 直人

米国における教師教育スタンダード開発の動向

— 「教師教育者スタンダード」に焦点を当てて—

藤本 駿

ロシア連邦における教育課程基準を巡る法的変遷についての一考察

— 「連邦国家教育スタンダード」に関する法規を中心に—

黒木 貴人

モンゴルにおける現行教育法（2002年教育法）の特質と課題

— 旧法（1995年教育法）との比較分析を通して—

LKHAGVA ARIUNJARGAL

- 2010年5月22日 西日本教育行政学会第 32 回大会開催<岡山大学>
- <研究発表>
- ロシア連邦における教育課程基準を巡る法的変遷に関する一考察  
—「連邦国家教育スタンダード」に関する法規を中心に—  
黒木 貴人 (広島大学大学院院生)
- イギリスの保育学校に関する研究  
—設立時に求められた保育学校の役割—  
中嶋 一恵 (長崎女子短期大学)
- 教育委員会事務点検・評価の実際と課題  
—山口県内市町における公表文書を中心として—  
佐々木 司 (山口大学)
- コミュニティスクールに関する研究  
佐藤 成実 (岡山中央中学校)
- 地域と学校の協働に関する研究  
—校内に地域の方々の居場所を設置するための具体的方策と提案—  
岡武 俊樹 (岡山県教育庁)
- 2010年8月28日 学会ニュース第 53 号発行  
『教育行政学研究』第 33 号の投稿申し込み用紙発送
- 2011年2月22日 西日本教育行政学会第 33 回大会案内, 発表申込書等発送

# 西日本教育行政学会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第 2 条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究大会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

## 第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第 5 条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。

第 6 条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額 6,000 円とする。

第 7 条 会員のうち、3 年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

## 第 3 章 役 員

第 8 条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4 名）、監査（2 名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第 9 条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第 10 条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第 11 条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第 12 条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第 13 条 1) 役員任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

## 第5章 研究大会及び研究物の交換

第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

## 第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

## 第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（平成19年5月19日）

## 西日本教育行政学会機関誌刊行規程

- 1 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年 1 回刊行する。
- 2 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
- 3 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。  
編集委員会は、中国・四国地区 2 名・九州地区 2 名によって構成される。  
編集委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の 2 に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

## 「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400 字詰横書原稿用紙 30 枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は、1 ページ 45 字×38 行の 7 ページ以内とし、A 4 の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は 3 字を 2 画に計算する。
- 7 外国語で Abstract (約 1365 字) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 原稿締切は毎年 12 月 15 日とする。
- 9 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。  
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁  
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

## 編 集 後 記

会員の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。さて、本学会紀要第 32 号が完成しましたのでお届けいたします。本号は、自由投稿論文 5 編と充実した内容となりました。例年通り、自由投稿論文は、いずれも厳正な審査を経て掲載されたものであります。岩永新会長のもと、編集体制も大きく様変わりし、下記の新メンバーで編集作業にあたりました。新体制での初めての編集作業だったこともあり、今回は投稿者と編集委員で応答的査読を試みました。編集委員による研究の枠組み等についての包括的な査読意見、文言の修正や整合性等についての細部にわたる査読意見について投稿者も真摯に対応していただきました。当初の申込数の全部を掲載することはできませんでしたが、ご一読いただきますとわかるように、本号では若手研究者と中堅研究者による力作がそろいました。なお、本号の掲載論文のうち、黒木論文と佐藤論文は、2010 年度より新しく本学会が導入した若手研究者養成を目的とした研究助成事業（西日本教育行政学会研究助成金）を活用した研究成果です。

さて、一昨年 of 政権交代後、政局も混迷の様相を呈し始めたさなか、3 月 11 日に未曾有の大震災が起きました。この編集後記の原稿を書いている時点でも、多くの被災者が極めて不自由な生活を余儀なくされ、多くの学校関係者も不眠不休で働いておられます。多くの人命が失われ、心より哀悼の意を表します。今後の生活を展望してみても原発の影響も広がっています。軽々に復旧や復興という言葉を使うことはできませんが、少しずつでも落ち着ける日々が迎えられるよう祈るばかりです。

編集委員長 高妻 紳二郎

### 【『教育行政学研究』第 32 号編集委員会】

委員長 高妻紳二郎（福岡大学）

委員 佐々木 司（山口大学）

委員 菅井 直也（広島経済大学）

委員 松原 勝敏（高松大学）

### 教育行政学研究

印 刷 平成 23 年 5 月 12 日

発 行 平成 23 年 5 月 18 日

発 行 者 西日本教育行政学会  
〒850-8512 長崎市弥生町 19 番 1 号  
長崎女子短期大学  
中嶋一恵研究室内

印 刷 所 グランド印刷株式会社  
〒770-0941 徳島市万代町 6 丁目 20-15  
Tel.088-622-8448

## Studies on Educational Administration

---

- Tatsuya NOBUMOTO : A Study about the Religious Education on Public School in Japan
- Takahito KUROKI : A Role of the Russian Academy of Education on the Educational Policy Process in the Russian Federation: What the Academy has become the Legal Position
- Hitoshi SATO : An Analysis of the Accountability System for Teacher Preparation Institutions in Michigan: Focusing on the impact of federal government
- Jun TAKIZAWA : A Study on the Performance of Two-Way Immersion Schools under the Accountability Policies in California
- Kazue NAKASHIMA : A Study on Child Welfare Policy at Schools in England in the late 19th and the early 20th Century Focusing on McMillan's Work on Bradford School Board
- 

No.32 May 2011

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research